

施策名【少子化対策・母子保健】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	3.安心できる出産、子育て環境の整備	1.少子化対策・母子保健	(1)	結婚・妊娠の環境整備	4311-1	1	コウノトリ支援事業	通常	1	コウノトリ支援事業補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
			(2)	出産・育児の環境整備	4312-1	2	母子保健事業	通常	2	妊婦一般健康診査県外受診費用補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
									3	産婦健康診査県外受診費用補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
									4	出産子育て応援補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
									5	低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成金	健康づくり推進課	健康増進係	
									6	新生児聴覚検査受検費用補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
									7	新生児聴覚検査県外受診費補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
					4312-2	3	プレママ医療給付事業	通常			国保医療課	医療給付係	
					4312-3	4	臼田妊婦の健康保持増進事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
					4312-4	5	臼田産婦及び乳幼児の健康保持増進事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
					4312-5	6	浅科妊婦の健康保持増進事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
					4312-6	7	浅科産婦及び乳幼児の健康増進事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
					4312-7	8	望月妊婦の健康保持増進事業	通常			望月支所	健康づくり推進係	
					4312-8	9	望月産婦及び乳幼児の健康増進事業	通常			望月支所	健康づくり推進係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	コウノトリ支援事業補助金		
事務事業名称	保健対策事業	事務事業コード	4311-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市コウノトリ支援事業実施要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 6 年度
目的	不妊や不育症に悩んでいる夫婦が、治療に対する経済的支援を受けることができる。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	保険診療適用外の人工授精・体外受精・顕微授精、不育症治療に要した費用および男性不妊治療の費用の合計額の1／2の額(上限30万円)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	補助を受け、不妊・不育症治療に取り組む人数		目標値	80
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	137 件	53 件	
決算額(予算額)	22,707,000 円	9,815,419 円	20,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	22,707,000 円	9,815,419 円 20,000,000 円
指標	目標値 (単位)	150 件	150 件 80 件
	実績値 (単位)	137 件	53 件
	達成率	90.7 %	35.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・令和4年度から不妊治療が保険診療の適用となったため、申請件数は減少しているが、年齢や回数、医療技術に要件があり、保険診療の適用対象外となる方もいることから補助は必要である。 ・行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・出生者数の増加に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・令和4年4月から不妊治療は医療保険の適用となったが、年齢や回数、医療技術に要件があるため適用から外れた方に対して、当面の間、現行どおり継続する。 ・気軽に相談、申請できるよう、引き続き窓口体制等の充実を図っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	妊婦一般健康診査県外受診費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称		佐久市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付要綱			法令種別	要綱	
始期		平成 27 年度 (経過年数 9 年)		終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的		里帰り等により県外で妊婦健診を受診する妊婦の経済的負担の軽減					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		長野県市町村自治振興組合を代表として、長野県医師会と締結している委託契約における健康診査料相当額を補助する。					
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		☐ 不特定団体		☒ 個人			
		名称(個人は除く)					
指標設定		設定の考え方	県外で妊婦健診を受診した方の人数			目標値	50
		指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	293 件	292 件	
決算額(予算額)	1,207,110 円	1,176,950 円	2,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	1,207,110 円	1,176,950 円 2,000,000 円
指標	目標値 (単位)	50 人	50 人
	実績値 (単位)	38 人	39 人
	達成率	76.0 %	78.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・県内医療機関の受診者との費用負担における格差是正のために必要である。 ・県外での妊婦健診の受診に対して補助を行うことで、安心・安全な出産や経済的負担の軽減などに寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤安全な出産のためには妊婦健診の定期受診が必要であるため、終期は定めていないが、おおむね5年ごと成果を検証し、継続について検討する。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	産婦健康診査県外受診費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市産婦健康診査事業県外受診助成金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 31 年度 (経過年数 5 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	里帰り等により県外で産婦健診を受診する産婦の経済的負担の軽減				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	長野県市町村自治振興組合を代表として、長野県医師会と締結している委託契約における健康診査料相当額を補助する。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	県外で産婦健診を受診した方の人数		目標値	50
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		48 件	32 件	
決算額(予算額)		218,430 円	211,160 円	500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	109,215 円	105,580 円	250,000 円
	一般財源	109,215 円	105,580 円	250,000 円
指標	目標値 (単位)	50 人	50 人	50 人
	実績値 (単位)	30 人	32 人	
	達成率	60.0 %	64.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	県内医療機関の受診者との費用負担における格差是正のために必要である。産婦健診は、産婦の身体の回復状況だけでなく、精神状況についても確認ができ、医療機関からの連絡箋により次の支援につなげることができている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	- 産後うつ予防や新生児への虐待予防、また産後の母子に対する支援強化等に寄与しており、行政目的達成のための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 - 国県等連携補助金のため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤国県等連携補助金のため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行う。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	出産・子育て応援給付金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市出産・子育て応援給付金支給要綱			法令種別	要綱
始期	令和 4 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、相談支援と併せて行う経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給を行う。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・出産応援交付金 対象者:佐久市に妊娠の届出をし面談を受けた者。妊婦1人につき5万円 ・子育て応援交付金 対象者:対象児童に係る面談を受けた者。対象児童1人につき5万円 補助率:市の支給決定額のうち国2/3、県1/6、市1/6				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	妊娠届出及び出生届の見込数		目標値	1400
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	1,467 件	1,112 件	
決算額(予算額)	73,350,000 円	55,600,000 円	70,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	61,125,000 円	46,332,000 円
	一般財源	12,225,000 円	9,268,000 円
指標	目標値 (単位)	1,560 件	1,560 件
	実績値 (単位)	1,467 件	1,112 件
	達成率	94.0 %	71.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	相談支援と併せて経済的支援を実施することにより、妊婦子育て世帯への経済的支援のほか、早期に要支援者を把握できるなど一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的達成の手段として一定の効果が認められるため、現行どおり実施する。 国県等連携補助金のため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤国県等連携補助金のため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行う。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	令和 5 年度 (経過年数 1 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 9 年度
目的	低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげる。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・助成額:助成対象経費の10分の10以内の額で、1回の妊娠につき10,000円を上限とする。 ・助成金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	住民税非課税世帯の妊婦で初回の産科受診をした者の数		目標値	20
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	件	3 件	
決算額(予算額)	円	17,160 円	150,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	8,580 円
	一般財源	円	8,580 円
指標	目標値 (単位)	70 件	20 件
	実績値 (単位)	3 件	
	達成率	%	4.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図ることができる。 ・当該妊婦の状況を継続的に把握することで、必要な支援につなげるために必要である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	低所得世帯の妊婦の経済的負担軽減を図るほか、当該妊婦の状況を把握し、支援につなげることに寄与しており、行政目的達成のための施策の1つとして一定の効果が認められるため、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	新生児聴覚検査受検費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市新生児聴覚検査償還払い要領			法令種別	
始期	令和 5 年度 (経過年数 1 年)	終期設定	(有)・無)	終期	令和 6 年度
目的	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期支援を図るため、聴覚検査に係る公費負担を実施するに当たり、制度開始前に出生した遡及対象者など受検票の交付を受けていない等の事情により、自費で聴覚検査を受けた新生児の保護者に対し、当該検査に要した費用を助成				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・医療機関等で受けた検査料の10分の10以内の額で上限5,000円/回 ・新生児1人につき初回検査及び確認検査の2回まで				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	令和5年4月～7月出生児の保護者のうち償還払い未申請者及び8月以降の出生児の保護者のうち諸事情により受検票による受検ができなかった者		目標値	60
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	件	190 件	
決算額(予算額)	円	946,500 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	円	300,000 円
指標	目標値 (単位)	242 件	60 件
	実績値 (単位)	190 件	
	達成率	78.5 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	受検票交付者との費用負担における格差是正を図るため必要である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	新生児聴覚検査の公費負担を実施するにあたり、令和6年度中に遡及対象者の申請が期限を迎えるため、令和6年度で完了とする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	新生児聴覚検査県外受検費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 健康増進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称		佐久市新生児聴覚検査県外受検補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期		令和 5 年度 (経過年数 1 年)		終期設定	((有)・無)	終期	令和 9 年度
目的		里帰り等により県外で新生児聴覚検査を受検したする児の保護者に対する経済的負担の軽減					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		・補助回数:2回(初回検査と確認検査 各1回) ・補助額:5,000円/回					
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		☐ 不特定団体		☒ 個人			
		名称(個人は除く)					
指標設定		設定の考え方	県外で新生児聴覚検査を受検した児の人数			目標値	52
		指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	件	22 件	
決算額(予算額)	円	104,300 円	260,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	円	260,000 円
指標	目標値 (単位)	52 件	52 件
	実績値 (単位)	22 件	
	達成率	42.3 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・県内医療機関の受検者との費用負担における格差是正のために必要である。 ・県外での新生児聴覚検査の受診に対して補助を行うことで、経済的負担の軽減などに寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】